

仕 様 書

1. 広報紙の概要

(1) 広報紙の名称

公益財団法人新宿未来創造財団 広報紙『Oh!レガス新宿ニュース』

(2) 発行の目的

この広報紙は、学習・スポーツ・文化芸術・歴史・多文化交流などの生涯学習および交流の機会を提供する当財団事業を区民に周知し、地域内での自発的な参画と相互交流を深めるきっかけとなる情報を広く発信することを目的とする。

(3) 発行日

毎月5日・20日(年24回)

5日号については、歴史・文学・文化芸術に関する記事を掲載、20日号については、生涯学習・スポーツ・多文化共生・子ども向け・プラネタリウム事業に関する記事を掲載することを原則とする。

(4) 発行部数

108,000部程度(新宿区の指定により5,000部程度、部数が増減する場合あり)

(5) 印刷

オフセット印刷(ただし、簡易オフセット印刷は除く)

(6) 用紙

スーパー特白D/46Kgと同等以上

(7) 頁数刷色

8ページ4色(3回) 4ページ4色(21回)

8ページの発行日は当財団の指定する年月日とする。

(8) 版型

タブロイド判

2. 業務内容等

(1) 業務内容

広報紙の企画、編集、制作(記事の作成、写真撮影、取材、イラスト等の作成、デザイン・レイアウト、版下作成)、校正、翻訳、広告掲載、印刷、納品、および電子データの作成・納品を行う。業務の履行にあたっては財団広報紙としての公共性を理解し、財団事業内容の理解に努め、文字の大きさや色使い等について、幅広い世代の区民にとって読みやすい紙面となるよう努める。

① 編集

a. 原稿(テキスト、ワード、エクセル、画像データ等)受領後、その内容が最も効果的に分かりやすく読者に伝わるよう、編集全般(紙面全体のレイアウト、デザイン、イラスト作成、画像データの編集・補正)などを加えて行い、広告(枠広告については所定の位置とする)を含めた紙面全体の企画・編集を行う。

b. 校正は原則、初校・再校・念校の3回の基本工程と、色校正紙の確認とする。

初校から念校まではPDFデータの納品とし、色校時には出力紙を2部提出する。校正等のやりとりは、各号発行につき2〜3回、原則財団事務所へ専任スタッフが来訪のうえ打ち合わせを行い、必要に応じて入稿前の編集会議や企画段階の打ち合わせにも参加する。

②取材等による特集記事等の企画提案および作成

取材等による特集記事や、コラム等の企画を提案し、記事を作成する（原則年間2回）。遠方への訪問や数日間に渡る期間を要する場合、多くの人員・機材を要する場合は、打合せの上別途費用を請求できるものとする。

③翻訳記事の作成

多文化共生の記事については、日本語の翻訳による英語・中国語・ハンガルの記事の作成を行う。作成は、翻訳業務実績が豊富な者と連携して行うこととし、最終的な校正等は受託者が責任をもって行うこと。

④広告の掲載

a. 仕様書（2）枠広告に定める広告のうち、仕様書（3）枠広告の買い取り①にて受託者が買い取った枠広告について、広告募集事務を含む一連の業務を行う。

広告内容については、広告募集、申込み受付、原稿受取、校正依頼、校了、広告料請求まで、受託者の責任のもと、広告主と直接やりとりを行い、受託者が一切の広告掲載業務を行う。広告主から依頼があった場合、受託者は軽微な原稿修正や簡易なものに限り、別途広告主と受託者で協議のうえ対応する。

b. 広告の掲載業務にあたっては、必要に応じて業務の一部または全部について広告代理店等と連携して行ってよい。連携先については、「令和2年度 公益財団法人新宿未来創造財団広報紙作成等業務委託 公募型プロポーザル実施要項」4. 参加要件の（2）〜（7）を満たす者とし、財団の確認のため、連携先の以下の事項について財団に届出を行うこと。

- (a) 会社の商号及び住所
- (b) 受託者と連携先との取引関係及び代表的な取引実績
- (c) その他財団が必要とする事項

(2) 枠広告

各ページ下段の所定の位置を広告枠とする。ただし1月20日号および3月20日号については広告枠を設けない。

①広告サイズ 縦型(76 mm×48 mm)を基本サイズ1枠とする。ただし、広告主はこの基本枠を複数まとめて購入することが出来る。

② 設定枠数 各ページ最大5枠

③金額

面	サイズ(縦×横)	料金(1枠)
表面	76 ^{mm} ×48 ^{mm}	40,700円(37,000円+消費税)
中面	76 ^{mm} ×48 ^{mm}	30,800円(28,000円+消費税)
裏面	76 ^{mm} ×48 ^{mm}	39,600円(36,000円+消費税)

④ 枠広告の掲載基準

財団の広報媒体に掲載する広告は、社会的に信用度が高く信頼性の持てる情報でなければならない。また、広告内容及び表現は財団の品位を損なわないものとし、次の各号のいずれかに該当するものは掲載しない。

- (i) 法令に違反するもの
- (ii) 公序良俗に反するもの又は他者を誹謗・中傷するもの
- (iii) 財団が掲出する広告内容として中立性を損なうもの
- (iv) 内容または責任の所在が不明確なもの
- (v) 内容について品位を欠き、広報媒体との調和を損なうと認められるもの
- (vi) 個人の名刺広告
- (vii) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (viii) ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く）に係るもの
- (ix) 新宿区競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けている広告主
- (x) その他広告として掲載することが不適當であると財団が認めたもの

(3) 広告枠の買い取り

- ① 広告枠のうち、受託者が年間に一括して買い取りを行う枠を設定し、受託者は決められた買い取り価格を広告掲載の有無に関わらず財団に納める。広告枠の買い取りにあたっては、財団と受託者で別途売買契約を締結する。
- ② 受託者が買い取る枠数を除き、財団は令和2年1月下旬までに枠広告の先行受付を行う。先行受付後の未受付枠は、財団と受託者の協議の上それぞれの広告掲載号および面を決定し、その後は財団と受託者ともに先着順で受け付けることとする。
- ③ 受託者が買い取りした広告枠の広告掲載にあたっては、仕様書(2)④に記載した財団が定める広告の掲載基準を遵守し、広告の内容については事前に財団の承諾を得ることとする。

(4) 納入および納期

① 新聞折り込み

約 98,000 部 (2,000~3,000 部減少の場合あり) を新聞折り込み (朝日・読売・毎日・産経・日経・東京新聞) による区内各戸配布とする。発行日の朝刊に折り込まれる日程で、新聞折り込み業務委託業者の指定する場所に、指定の方法で納品する。

② 財団納品

約 7,000 部については、発行日の土日・祝日・年末年始期間を除く 3 日前までに、当財団の指定する場所に納品する。納品部数は、500~1,000 部程度を目安として定期的に梱包する。

③ 個別発送

約 3,000 部を当財団の指定する施設または団体 (約 180 ヶ所) へ各指定部数を個別発送する。

④ 電子データの納品

記載 URL およびメールアドレスのリンク済み PDF データ、および記事ごとのテキストデータを当財団の指定する場所へ納品する。

本契約締結後、納品データの内容について変更・追加ある場合は、その都度更新の上受託者が

財団に提出する。

(5) 基本スケジュール

- ①入稿 5日発行号は、おおよそ前々月15日前後、20日発行号は前月1日前後渡し。ただし、1月5日号については11月5日前後とする。
- ②校正 原則、初校・再校・念校の3回。色校正紙確認後下版とする。初校については、受け渡しの日および土日・祝日・年末年始期間を除き中4日間、再校については中7日間、念校については中4日間を当財団の確認期間とする。
- ③納品 発行日の、土日・祝日を除いた3日前の10時までに本紙を、2日前の13時までに記載URLおよびメールアドレスのリンク済みPDFデータ、および記事ごとのテキストデータを納品。ただし1月5日号については、土日・祝日を除いた4日前までに本紙を納品すること。
- ④新聞折り込み 受託者は、発行日の朝刊の折り込みに間に合うように、財団が別途委託する折込業者に配送する。

①、②の工程については、土日・祝日、その他の理由でスケジュール調整が必要な場合はその都度調整する。

(6) 業務体制

- ①事前に財団と調整し工程表を作成し、その工程表に沿って業務を実施すること。
- ②工程を円滑に進めるため、本業務に必要な数の専任のスタッフ（ディレクター、ライター、デザイナー等）を最低2名以上確保すること。
- ③突発的な事由等による、記事や写真、イラスト等の修正、差し替えにも迅速に対応すること。また、緊急時には、それに対応できる態勢を整えておくこと。
- ④財団との原稿等データ交換については、FTPサーバー等を備えて、迅速に行えるようにすること。

3. 著作権

制作業務に係る全ての成果物（取材記事、地図、イラスト、写真（未使用含む）、ロゴ等）の著作権は、第三者が権利を有する部分を除き、全て当財団に属するものとする。

また、委託業務のために作成した記事や写真については、紙面で採用しなかったものも含めて、当財団が作成するウェブサイトや印刷物等に原則自由に使用できるものとし、財団がそのデータを必要とする場合にはすみやかに提出できるようにすること。

4. 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

本契約は単年度の契約であるが、成績評定により、継続して契約することができる。

当該期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。

5. 委託金額

広報紙作成に必要な編集、翻訳、印刷などの費用、打合せ、取材、納品など、すべての費用を含むこととする。ただし、仕様変更がある場合は、財団との協議の上、契約金額を変更することができる。

6. 支払い

支払いは1カ月毎とし、業務の履行確認後書面により請求書を提出し、請求書に基づき支払いを行う。